

警察署協議会会議録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和8年4月28日 午後3時00分 から 令和8年4月28日 午後5時00分 まで	
開催場所	若松警察署 3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、総務課長、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、 会計課長
議事概要		
【会長挨拶】 只今から、令和8年度第一回若松警察署協議会を始めさせていただく。 公私とも御多忙中のところご出席を頂き、御礼申し上げます。 本日は、情勢説明の後、若松区の災害危険個所の視察を行う。 【署長挨拶】 3月3日付で、若松署長として着任した。 本日、御多忙中のところ第一回警察署協議会に出席していただき御礼を申し上げます。 この協議会を通じて、警察が治安事象にどのような考えで取り組んでいるのか、あるいは防犯や災害被害の防止等について、より深く理解していただきたいと考えている。 一方で、警察署協議会は、警察運営に対する諮問機関としての役割を有しているため、忌憚のない意見を述べていただきたい。 【管内治安情勢等について】 ○ 刑法犯等発生状況について ○ 交通事故発生状況について		

議 事 概 要

- 県下、管内の特殊詐欺等の発生状況について
- 犯罪検挙状況について
- 新築された二島交番、安屋駐在所の施設紹介について

【災害警戒箇所の視察】

令和7年8月の降雨による、

- 氾濫、冠水箇所
- 土砂崩れ等の崩落箇所

の写真等を用いた解説、及び現地視察。

【質疑応答】

- 委員から、「駐在所、交番、派出所の違いは何か。」旨の質疑があり、地域課長から、「駐在所は日勤勤務、交番は24時間勤務の3交代勤務である。また、駐在所には執務室と別に居住空間があり、勤務員が住み込んでいる。派出所は交番の旧称である。」旨の回答があった。
- 委員から、「ストーカー等の被害に遭う女性を全て守れないのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「全ての行為者を一律に隔離する事はできないが、法律に基づき警察も可能な限りの措置を講じ、万全を期して対応に当たる。」旨の回答があった。
- 委員から、「自衛手段として、護身用スプレー等を持ち歩いてはいけないのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「警棒等を護身用に携行できないように、スプレーであっても商品そのものに違法性があつたり、使用態様によって犯罪に該当したりする可能性があるため推奨はできない。防犯ブザー等を携行し、危険を感じた際は110番通報していただきたい。」旨の回答があった。

【閉会】